

令和3年度「スマートフォン・携帯電話安全教室」 開催促進事業 実施要項

1 目的

スマートフォンや携帯型ゲーム機などインターネットに接続可能な機器が普及し、児童生徒のインターネットの利用は生活の一部となっている。生活が便利になる一方で、インターネット利用に係る犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が後を絶たず、SNSや無料通話アプリ等を利用した書き込み等によるいじめも問題化している。こうした状況に対応するため、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や使用の際の危険性について理解させるなど、児童生徒の情報モラル向上に資する「スマートフォン・携帯電話安全教室」の開催を促進する事業を行う。

2 対象

公立小学校，中学校，中等教育学校，高等学校，特別支援学校の児童生徒，保護者，教職員

(※ 実施学年，保護者や教職員等の参加については，学校の判断による。)

3 実施内容

- (1) NTTドコモの専門家等を講師として各学校へ派遣し、児童生徒または保護者等の実態に応じて実施する。
- (2) 学校の必要に応じ、NTTドコモの専門家等に加え、徳島地方法務局から人権擁護委員(注1)を講師として派遣し、「人権教室」(講話時間10分程度)を安全教室に引き続き実施することもできる。

※注1 人権擁護委員は、インターネット上でのトラブルやいじめに対する児童生徒からの相談に応じるなど、地域で人権を守るための活動を行っている民間のボランティアである。

※注2 「人権教室」を実施する場合も、安全教室の講演時間は短縮できないため、終了時間が10分程度延長となる。

※注3 「人権教室」では、困ったことになったときの対処法として、子どもの人権「SOSミニレター」による相談や相談窓口の活用等について紹介する。

※注4 「人権教室」を実施する学校は、実施方法等について、事前に必ず徳島地方法務局の人権擁護課担当と連絡(088-622-4171 音声案内③→①)を取り合い調整を行う。

- (3) 児童生徒が加害者にも被害者にもならないために安全かつ適切な使い方について指導する。
- (4) 写真等の投稿による個人情報漏洩，人格権，肖像権及び著作権の侵害などインターネット社会のルールについて指導する。

- (5) 携帯電話やインターネット利用上のトラブル事例とその回避方法について指導する。
- (6) その他、携帯電話やインターネットの利用上のルールやマナー、誹謗中傷やプライバシーの侵害等で困ったときの対処方法や相談窓口等について指導する。

4 実施方法

- (1) 各学校から、「スマートフォン・携帯電話安全教室実施申込書」（様式1）を可能な限り、開催予定2か月前までに、ファクシミリにて人権教育課へ提出する。（1学期中の開催については、早急に提出すること。ただし、希望に添えない場合がある。）
- (2) 人権教育課とNTTドコモが日程調整（希望があった学校の近隣の小学校、中学校、中等教育学校及び高等学校も実施できるよう調整）を行い、実施日等を決定し、各学校に連絡する。
- (3) 連絡後、各学校から「別紙申込用紙」（NTTドコモ『スマホ・ケータイ安全教室』申込用紙）をNTTドコモ（0120-555-360）に送付し、ドコモ担当者と事前打合せを行い、スマートフォン・携帯電話安全教室を実施する。
- (4) 特別支援学校については、可能な限り、開催予定2か月前までに「別紙申込用紙」（NTTドコモ『スマホ・ケータイ安全教室』特別支援学校編）を特別支援学校編事務局（0120-581-700）に送付し、NTTドコモ担当者と事前打合せを行い、スマートフォン・携帯電話安全教室を実施する。
- (5) NTTドコモ『スマホ・ケータイ安全教室』申込用紙については、NTTドコモのホームページから、Web上の受付フォームによる申込みも可能である。
- (6) 実施後、「スマートフォン・携帯電話安全教室実施報告書」（様式2）をファクシミリにて人権教育課へ提出する。

5 備考

- (1) 保護者及び教職員への啓発を進めるため、参観日やオープンスクールを利用し、保護者も参加しての実施や、長期休業日を利用した保護者及び教職員対象の教室開催等も積極的に検討する。ただし、土・日曜日、祝日の開催は行っていない。
- (2) 実施期日については、令和4年3月31日までとする。
- (3) 令和3年度より、学校側のICT環境の変化（GIGAスクール構想）等に伴い、安全教室の開催形態が従来の講師訪問型からオンライン型へシフトする方向である。
開催方法が従来の講師派遣型も可能であるが、学校側の設備環境を確認し、オンライン型の開催方法への変更や日程変更（他校と日時が重なる場合）等、その都度調整を行いながら実施する。